

(指定通所介護・指定第1号通所事業)

デイサービスセンター あゆみえん

重要事項説明書

通所介護事業 東京都指定 1372801991 号
第1号通所事業 青梅市・羽村市指定 13A2800038 号

令和6年10月1日現在

【 目 次 】

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 法人理念・方針	1
4. 施設運営の方針	1
5. 通所介護事業	2
6. 利用料金の支払い方法	3
7. 利用手続き	4
8. 身元保証人	5
9. 緊急時、事故時の対応方法	5
10. サービス内容に関する相談、苦情	6
署名・押印	7
(別表) 料金表	8

社会福祉法人 徳心会

デイサービスセンター あゆみえん

デイサービスセンターあゆみえん 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人徳心会 |
| (2) 法人所在地 | 東京都三鷹市下連雀三丁目26番12号 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 関根 陸雄 |
| (4) 設立年月日 | 平成2年3月20日 |

2. 施設の概要

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 施設名 | デイサービスセンターあゆみえん |
| (2) 指定番号 | 東京都 |
| (3) 所在地 | 東京都青梅市新町九丁目2153番地3 |
| (4) 管理者 | 原 純一 |
| (5) 電話番号 | 0428-30-5554 |
| (6) FAX | 0428-30-5570 |
| (7) 開設年月日 | 平成28年8月1日 |
| (8) 定員 (1日あたり) | 第1号通所事業含む通所介護20名 |

3. 法人理念・方針

【理念】

「働き易い職場を創り、快適なサービスを提供する。」

【方針】

＜働き易い職場を創るために＞

(1) 働き易い職場

性別・年齢・国籍などに関わらず、誰もが働きやすい職場環境をつくっていきます

(2) 働きがいのある職場

仕事を通じて人間力が向上する職場風土を形成していきます

(3) 人財の確保と育成

人財を確保・育成できる教育体系と職場風土を醸成していきます

(4) 財務の健全性

公正さと透明性を確保し健全な財務基盤を築いていきます

＜快適なサービスを提供するために＞

(1) 顧客の満足

ひとりひとりの「喜び」「安心」「生きる力」を支え、笑顔あふれる暮らしを実現していきます

(2) サービスの質の向上

利用者主体の意識とサービス品質の向上に向けた仕組みの双方を確立していきます

(3) 地域への貢献

福祉のプロとして培ったノウハウを地域に還元していきます

(4) 地域特性にあったサービスの提供

地域におけるニーズを把握し、地域住民を支えるサービスを提供していきます

5. サービス内容

(1) 配置人数

職種	配置人数
管理者	1名
生活相談員	1名
介護職員	2名
看護職員	1名
機能訓練指導員	1名

(2) 勤務体制

当施設では上記の配置基準を遵守しています。標準的な職員配置は以下のとおりです。

職種	勤務体制
生活相談員	8：30～17：30 1名以上
介護職員	8：30～17：30 2名以上
看護職員	8：30～17：30 1名以上
機能訓練指導員	8：30～17：30 1名以上

(3) 利用定員・営業時間

利用定員	定員23名
営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	08：30～17：30
サービス提供時間	08：30～17：30
その他	・サービス提供時間以外の利用については、ご相談ください。

(4) 開設年月日 平成28年8月1日

(5) サービス内容

- | | |
|-------|-----------|
| ①食事 | ②入浴 |
| ③排泄 | ④日常生活訓練 |
| ⑤送迎 | ⑥健康チェック |
| ⑦機能訓練 | ⑧レクリエーション |
| ⑨生活相談 | ⑩所持品保管 |

(6) 利用料金

指定通所介護の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅サービスにかかる費用の1～3割、食費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とします。なお、第1号通所事業の利用料については、各区市町村が定める費用の1割～3割、食費の合計額とします。(別表参照)

(7) 留意事項

事項	備考
喫煙	不可
設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
金銭、貴重品の管理	自己管理
宗教活動	他者に対しては不可
ペット	不可

- ・サービス提供における送迎は、自宅玄関から事業所までとし、途中での乗降は原則としてできません。
- ・感染症等、他の利用者の心身に影響を及ぼすような状態にあるときには

サービスを中断させて頂くことがあります。

- ・サービスの実施場所において、利用者間の金銭の授受及び貸与を禁止します。

6. 利用料金の支払い方法

毎月18日までに前月分の請求書を直接渡すか、送付をいたしますので、指定日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は、指定口座からの引き落としとなります。

※利用者の方が、要介護認定を受けていない場合には、サービスの費用の全額をお支払いいただきます。この場合、要支援・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合については、「サービス提供証明書」を発行いたします。

7. 利用手続き

(1) サービス開始

直接施設で利用申し込みを受け付けます。事前に当施設の生活相談員・介護支援専門員等が、利用者・家族と直接ご面談し、担当の介護支援専門員の方と相談し、契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員の方とご相談下さい。

(2) サービス契約終了

①利用者のご都合で契約終了される場合

サービス利用契約終了を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入居した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

③その他

利用者がサービス利用料金を3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行

った場合は、サービス利用契約を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、利用を終了させていただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

(3) 利用のキャンセルについて

①利用開始予定日以前の中止

利用前に利用者、家族の都合でサービスを中止する場合、原則としてキャンセル料は徴収しません。但し、必ず事前に連絡するようお願いいたします。また、当日の10：00以降の利用中止については、食費が発生します。

②利用中のサービス提供中止について

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービス提供を中止し、利用を終了（帰宅）させていただく場合があります。

- ・利用者が途中終了（帰宅）を強く希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、入院が必要な疾病が発生した場合。
- ・他利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- ・医師の意見書等の利用基準を超えた場合。

8. 身元保証人

利用者は、原則として身元保証人を定めることをお願いいたします。身元保証人は、サービス利用者及び家族等と連帯して債務履行の責を負うとともに、次に定める事項について必要な事項をしていただきます。

- ①利用者がサービス利用中に医療機関に入院する場合の入院手続き。
- ②契約解除やサービス中断等したときの身柄の引き取り。
- ③利用者の身上に関する事項等。

9. 緊急時、事故時の対応方法

利用者の容体に急変がある等の緊急時、また、サービス提供による事故発生時には下記連絡先、市区町村等に速やかに連絡するほか、医師に連絡する等必要な処置を講じます。

緊急連絡先

(ふりがな) 氏 名	
続 柄	
郵便番号	〒
住 所	
電話番号①	— — (自 宅)
電話番号②	— — ()

10. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用者相談・苦情担当

サービス相談窓口	
担 当 部 署	相談課
電 話 番 号	TEL. 0 4 2 8 - 3 0 - 5 5 5 4 FAX. 0 4 2 8 - 3 0 - 5 5 7 0
受 付 時 間	8 : 30 ~ 17 : 30

(2) その他

当施設では、第三者委員を設置し、相談・苦情を受け付けています。

社会福祉法人徳心会 第三者委員	
内田 アキ子氏	TEL 0 4 2 8 - 2 7 - 4 8 9 2
田端 里司氏	TEL 0 4 2 3 - 7 2 - 9 6 8 4

当施設以外に、公的機関の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

〈区市町村名〉

青梅市介護保険課

・ 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1

または、お住まいの自治体へお問い合わせください。

〈公的団体〉

東京都国保連合会苦情相談窓口

・ 0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 7

令和 年 月 日

デイサービスセンターあゆみえん利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地 東京都青梅市新町9丁目2153番地3
名称 社会福祉法人 徳心会
 デイサービスセンター あゆみえん
 (指定通所介護・指定第1号通所事業)

管理者 原 純一 ⑩

説明者 所属

_____ ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者からデイサービスセンターあゆみえんについての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名 _____ ⑩

(身元保証人)

住所

氏名 _____ ⑩

続柄

(別 表)

デイサービスセンターあゆみえん

通所介護

① 介護サービス費(1行目 単位数 2行目 1割 3行目 2割 4行目 3割)

要介護度	1日あたりの自己負担額					
	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
要介護1	<u>370 単位</u>	<u>388 単位</u>	<u>570 単位</u>	<u>584 単位</u>	<u>658 単位</u>	<u>669 単位</u>
	<u>395 円</u>	<u>414 円</u>	<u>609 円</u>	<u>624 円</u>	<u>703 円</u>	<u>714 円</u>
	<u>790 円</u>	<u>829 円</u>	<u>1,218 円</u>	<u>1,247 円</u>	<u>1,405 円</u>	<u>1,429 円</u>
	<u>1,185 円</u>	<u>1,243 円</u>	<u>1,826 円</u>	<u>1,871 円</u>	<u>2,108 円</u>	<u>2,143 円</u>
要介護2	<u>423 単位</u>	<u>444 単位</u>	<u>673 単位</u>	<u>689 単位</u>	<u>777 単位</u>	<u>791 単位</u>
	<u>452 円</u>	<u>474 円</u>	<u>719 円</u>	<u>736 円</u>	<u>830 円</u>	<u>845 円</u>
	<u>904 円</u>	<u>948 円</u>	<u>1,438 円</u>	<u>1,472 円</u>	<u>1,660 円</u>	<u>1,690 円</u>
	<u>1,355 円</u>	<u>1,423 円</u>	<u>2,156 円</u>	<u>2,208 円</u>	<u>2,490 円</u>	<u>2,534 円</u>
要介護3	<u>479 単位</u>	<u>502 単位</u>	<u>777 単位</u>	<u>796 単位</u>	<u>900 単位</u>	<u>915 単位</u>
	<u>512 円</u>	<u>536 円</u>	<u>830 円</u>	<u>850 円</u>	<u>961 円</u>	<u>977 円</u>
	<u>1,023 円</u>	<u>1,072 円</u>	<u>1,660 円</u>	<u>1,700 円</u>	<u>1,922 円</u>	<u>1,954 円</u>
	<u>1,535 円</u>	<u>1,608 円</u>	<u>2,490 円</u>	<u>2,550 円</u>	<u>2,884 円</u>	<u>2,932 円</u>
要介護4	<u>533 単位</u>	<u>560 単位</u>	<u>880 単位</u>	<u>901 単位</u>	<u>1,023 単位</u>	<u>1,041 単位</u>
	<u>569 円</u>	<u>598 円</u>	<u>940 円</u>	<u>962 円</u>	<u>1,093 円</u>	<u>1,112 円</u>
	<u>1,138 円</u>	<u>1,196 円</u>	<u>1,880 円</u>	<u>1,925 円</u>	<u>2,185 円</u>	<u>2,224 円</u>
	<u>1,708 円</u>	<u>1,794 円</u>	<u>2,820 円</u>	<u>2,887 円</u>	<u>3,278 円</u>	<u>3,335 円</u>
要介護5	<u>588 単位</u>	<u>617 単位</u>	<u>984 単位</u>	<u>1,008 単位</u>	<u>1,148 単位</u>	<u>1,168 単位</u>
	<u>628 円</u>	<u>659 円</u>	<u>1,051 円</u>	<u>1,077 円</u>	<u>1,226 円</u>	<u>1,247 円</u>
	<u>1,256 円</u>	<u>1,318 円</u>	<u>2,102 円</u>	<u>2,153 円</u>	<u>2,452 円</u>	<u>2,495 円</u>
	<u>1,884 円</u>	<u>1,977 円</u>	<u>3,153 円</u>	<u>3,230 円</u>	<u>3,678 円</u>	<u>3,742 円</u>

※ 通常の実施地域は青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町、あきる野市。

※ 入浴希望の方は、ご相談ください。

② 体制加算

項目	1日あたりの自己負担額
サービス提供体制強化加算 (I) (22 単位)	24 円 ※1
	48 円 ※1
	72 円 ※1
サービス提供体制強化加算 (II) (18 単位)	20 円 ※1
	40 円 ※1
	60 円 ※1
サービス提供体制強化加算 (III) (6 単位)	7 円
	14 円
	21 円
中重度者ケア体制加算 (45 単位)	48 円
	96 円
	144 円
生活相談員配置加算 (13 単位)	13 円
	27 円
	41 円

※1 サービス提供体制加算 (I)・(II)はいずれか一つのみの算定となります。

③ 個別加算

項目	1日あたりの自己負担額
個別機能訓練加算 (I) イ (56 単位)	60 円 ※1
	120 円 ※1
	180 円 ※1
個別機能訓練加算 (I) ロ	82 円 ※1

(76 単位)	163 円 ※1
	244 円 ※1
個別機能訓練加算 (Ⅱ) (20 単位)	22 円 ※1
	44 円 ※1
	66 円 ※1
ADL維持等加算 (Ⅰ) (30 単位)	32 円 ※月1回
	64 円 ※月1回
	96 円 ※月1回
ADL維持等加算 (Ⅱ) (60 単位)	64 円 ※月1回
	128 円 ※月1回
	192 円 ※月1回
生活機能向上連携加算 (200 単位)	213 円 (106 円) ※2
	426 円 (212 円) ※2
	640 円 (320 円) ※2
入浴介助加算 (Ⅰ) (40 単位)	43 円
	86 円
	129 円
入浴介助加算 (Ⅱ) (55 単位)	59 円
	118 円
	177 円
栄養アセスメント加算 (50 単位)	54 円
	108 円
	162 円
栄養改善加算 (200 単位)	214 円 ※月2回
	428 円 ※月2回
	642 円 ※月2回

口腔機能向上加算 (I) (150 単位)	161 円 ※月 2 回
	321 円 ※月 2 回
	480 円
口腔機能向上加算 (II) (160 単位)	171 円 ※月 2 回
	324 円 ※月 2 回
	513 円
口腔・栄養スクリーニング 加算 (I) (20 単位)	21 円 ※ 3
	42 円 ※ 3
	64 円 ※ 3
口腔・栄養スクリーニング 加算 (II) (5 単位)	5 円 ※ 3
	10 円 ※ 3
	16 円 ※ 3
若年性認知症利用者受入加算 (60 単位)	64 円
	128 円
	192 円
認知症加算 (60 単位)	64 円
	128 円
	192 円

※1 利用者の状況に応じて加算されるものとされないものがあります。

※2 個別機能訓練加算を算定している場合は () 内の料金です。

※3 6ヶ月に1回が限度に料金がかかります。

※4 区分支給限度基準額を超えてのサービス利用の場合、保険適応外となります。

④ 介護職員処遇改善加算

⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 I 1.2%が加わります。

⑥ 福祉・介護職員等ベースアップ加算1.1%が加わります。

①～③までの合計額に5.9%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

基本報酬に処遇改善加算及び特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ加算以外の加算、減算を加えた1カ月利用単位数に上記加算率を乗じて算定します。

第1号通所事業

①基本費用 (1行目 単位数 2行目 1割 3行目 2割 4行目 3割)

	1月あたりの自己負担分	
	青梅市	羽村市
要支援1	1,672単位	
	1,785円	1,717円
	3,571円	3,434円
	5,357円	5,151円
要支援2	3,428単位	
	3,661円	3,520円
	7,322円	7,041円
	10,983円	10,561円

※ 通常の実施地域は青梅市、羽村市。 ※ 入浴希望の方は、ご相談ください。

②体制加算

項目	1月あたりの自己負担額	
	青梅市	羽村市
要支援1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （88単位）	93円	90円
	187円	180円
	281円	271円
要支援2 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （176単位）	187円	180円
	375円	361円
	563円	542円
要支援1 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （72単位）	76円	73円
	153円	147円
	230円	221円
要支援2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （144単位）	153円	147円
	307円	295円
	461円	443円
要支援1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ （24単位）	25円	24円
	51円	49円
	76円	73円
要支援2 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ （48単位）	51円	49円
	102円	98円
	153円	147円

サービス提供体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)はいずれか一つのみの算定となります。

③個別加算

項目	1月あたりの自己負担額	
	青梅市	羽村市
事業所評価加算 (120 単位)	128 円	123 円
	256 円	246 円
	384 円	369 円
選択的サービス複数実施加算 (I) (480 単位)	512 円	492 円
	1,025 円	985 円
	1,537 円	1,478 円
選択的サービス複数実施加算 (II) (700 単位)	747 円	718 円
	1,495 円	1,437 円
	2,242 円	2,156 円
口腔機能向上加算 (I) (150 単位)	160 円	154 円
	320 円	308 円
	480 円	462 円
口腔機能向上加算 (II) (160 単位)	170 円	164 円
	341 円	328 円
	512 円	492 円
栄養改善加算 (200 単位)	170 円	164 円
	341 円	328 円
	512 円	492 円
生活機能向上グループ活動加算 (100 単位)	106 円	102 円
	213 円	205 円
	320 円	308 円

※利用者の状況に応じて加算されるものとされないものがあります。

④ 介護職員処遇改善加算

⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 I が④に上乗せされる形で1.2%が加わりま
す。

⑥ 福祉・介護職員等ベースアップ加算1.1%が加わりま

①～③までの合計額に5.9%相当の介護職員処遇改善加算が加わりま

その他の料金

① 食事に要する費用

一食 700円 ※おやつ代150円も含んでいます。

② 特別行事費

遠足等の特別な行事については、それに係る経費を積算した額を徴収いたします。

③ おむつ代

一枚80～200円 (サイズ・機能等で異なります。)

④ クラブ活動費

材料代等の実費をいただきます。

⑦ その他

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものについては、その費用の実費をご負担いただきます。